

事業評価制度の概要について

関東地方整備局
企画部 企画課

1. 事業評価の概要について

- 1) 事業評価制度の概要
- 2) 事業評価の概要

2. 再評価について

- 1) 再評価の実施フロー
- 2) 再評価の視点

3. 事後評価について

- 1) 事後評価の実施フロー
- 2) 事後評価の視点

1. 事業評価の概要について

1) 事業評価制度の概要

事業評価を巡る経緯

「従来、わが国の行政においては、法律の制定や予算の獲得等に重点が置かれ、その効果やその後の社会経済情勢の変化に基づき政策を積極的に見直すといった評価機能は軽視されがちであった」との認識の下に、政策評価制度の導入が提言されました。

(行政改革会議最終報告(1997年12月3日))

- | | |
|----------------|--|
| 平成10年3月 | 「建設省所管公共事業の新規事業採択時評価実施要領」
「建設省所管公共事業の再評価実施要領」策定 |
| <u>平成10年度～</u> | 新規事業採択時評価、再評価の開始 |
| 平成13年7月 | 「国土交通省所管公共事業の新規事業採択時評価実施要領」
「国土交通省所管公共事業の再評価実施要領」策定 |
| 平成14年4月 | 政策評価法施行 (法に基づく事業評価へ) |
| <u>平成14年8月</u> | 「公共事業評価の基本的考え方」策定 ※1 |
| 平成15年4月 | 「国土交通省所管公共事業の事後評価実施要領」策定※2 |
| <u>平成15年度～</u> | 事後評価の開始 |
| 平成16年2月 | 「公共事業評価の費用便益分析に関する技術指針」策定
(費用便益分析に係る手法の共通事項について規定。
H21.6までに2度改訂) |
| 平成24年12月 | 「国土交通省所管公共事業の計画段階評価実施要領」策定 |

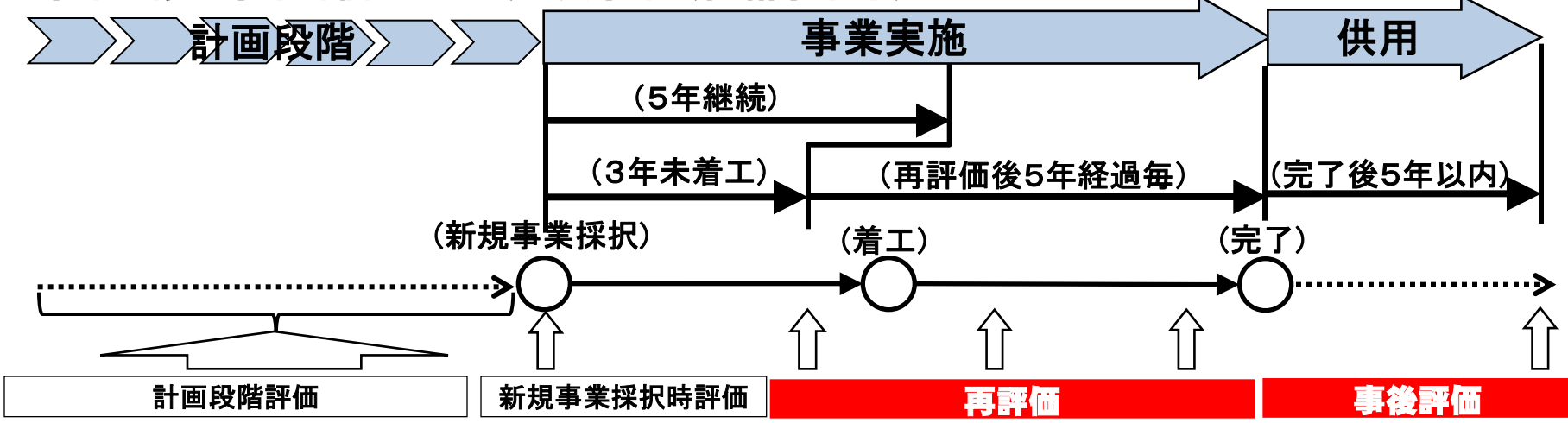
※1 http://www.mlit.go.jp/kisha/kisha02/13/130830/130830_1.pdf

※2 http://www.mlit.go.jp/tec/hyouka/public/09_public_03.html

2) 事業評価の概要

- 国土交通省では、公共事業の効率性及びその実施過程の透明性の一層の向上を図るため、平成10年度より公共事業の評価を実施。関東地方整備局では直轄事業の再評価・事後評価の実施にあたり、学識経験者等から構成される「関東地方整備局事業評価監視委員会」を設けて意見を聴取。
- 評価の対象は、維持・管理に係る事業、災害復旧事業などを除く、国土交通省が所管する全ての公共事業（河川、海岸、道路、空港、鉄道、下水道、土地区画整理、住宅市街地、航路標識など）

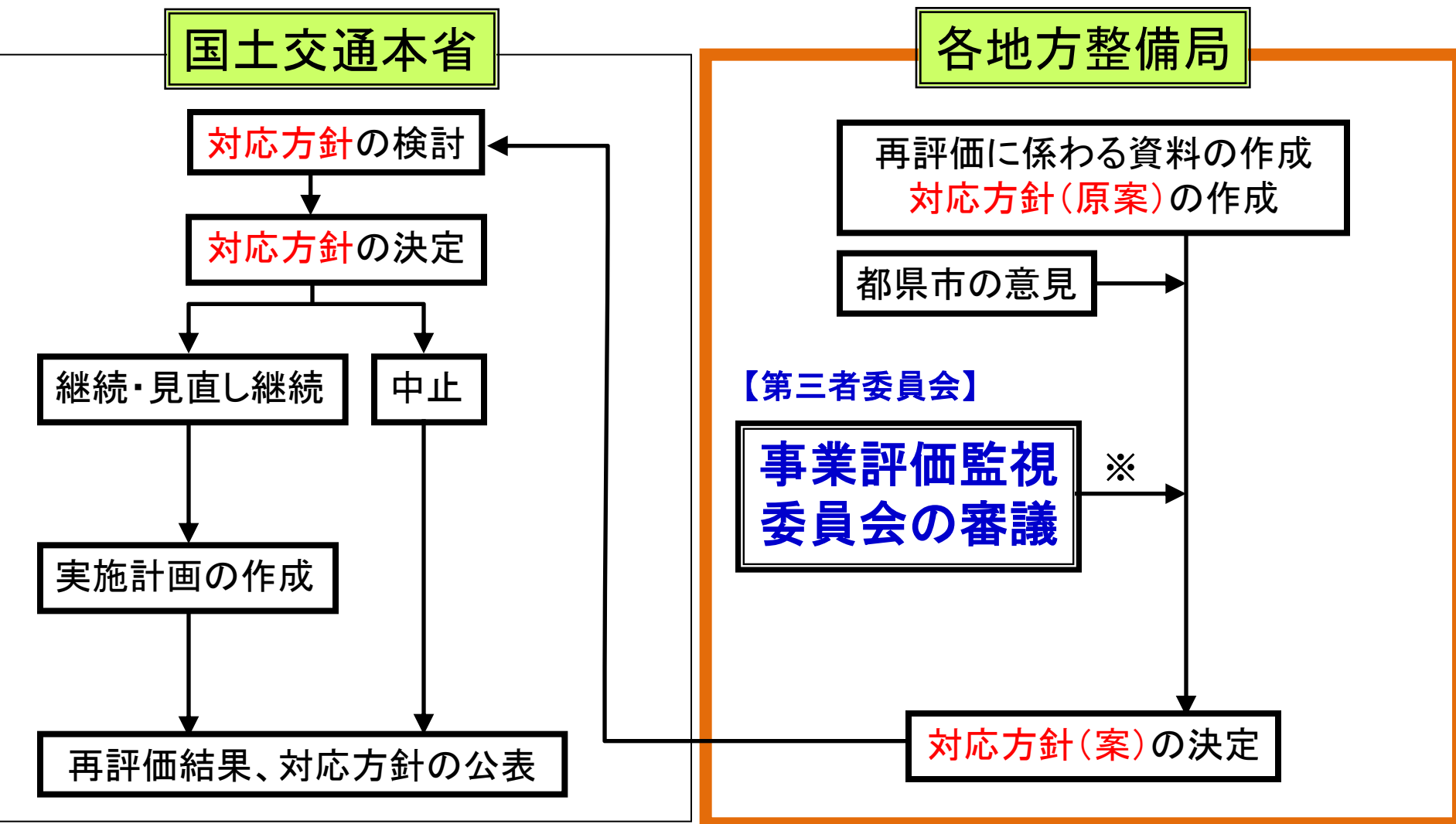
<事業進捗と事業評価の流れ（公共事業（直轄事業等））>



- 【計画段階評価】**（平成24年度～）
新規事業採択時の評価の前段階において、政策目標を明確化した上で、複数案の比較公表を行うもの。
- 【新規事業採択時評価】**（平成10年度～）
新規事業の採択時において、費用対効果分析を含め、総合的に実施するもの。
- 【再評価】**（平成10年度～）
事業継続に当たり、必要に応じて見直しを行うほか、事業の継続が適当性を確認。
- 【完了後の事後評価】**（平成15年度～）
平成15年度～事業完了後の事業の効果、環境への影響等の確認を行い、必要に応じて、適切な改善措置、同種事業の計画・調査のあり方等を検討するもの。

2. 再評価について

1)再評価の実施フロー



※不適切な点又は改善すべき点があると認めるときは意見の具申を行う

2) 再評価の視点

■再評価の視点

①事業の必要性

- 1) 事業を巡る社会情勢等の変化
(需要や地元情勢等の変化)
- 2) 事業の投資効果
(費用対効果分析※の実施)
- 3) 事業の進捗状況
(事業進捗、残事業の内容等)

②事業の進捗の見込み

(事業実施のめど、見通し)

③コスト縮減や代替案立案等の可能性



■対応方針の考え方

【継続】

- ①及び②の視点による再評価がいずれも継続が妥当と判断できる
- ①又は②の視点による再評価のいずれか又は両方で継続が妥当でない場合でも、③の視点で見直すことによって①及び②の視点による再評価がいずれも継続が妥当と判断できる

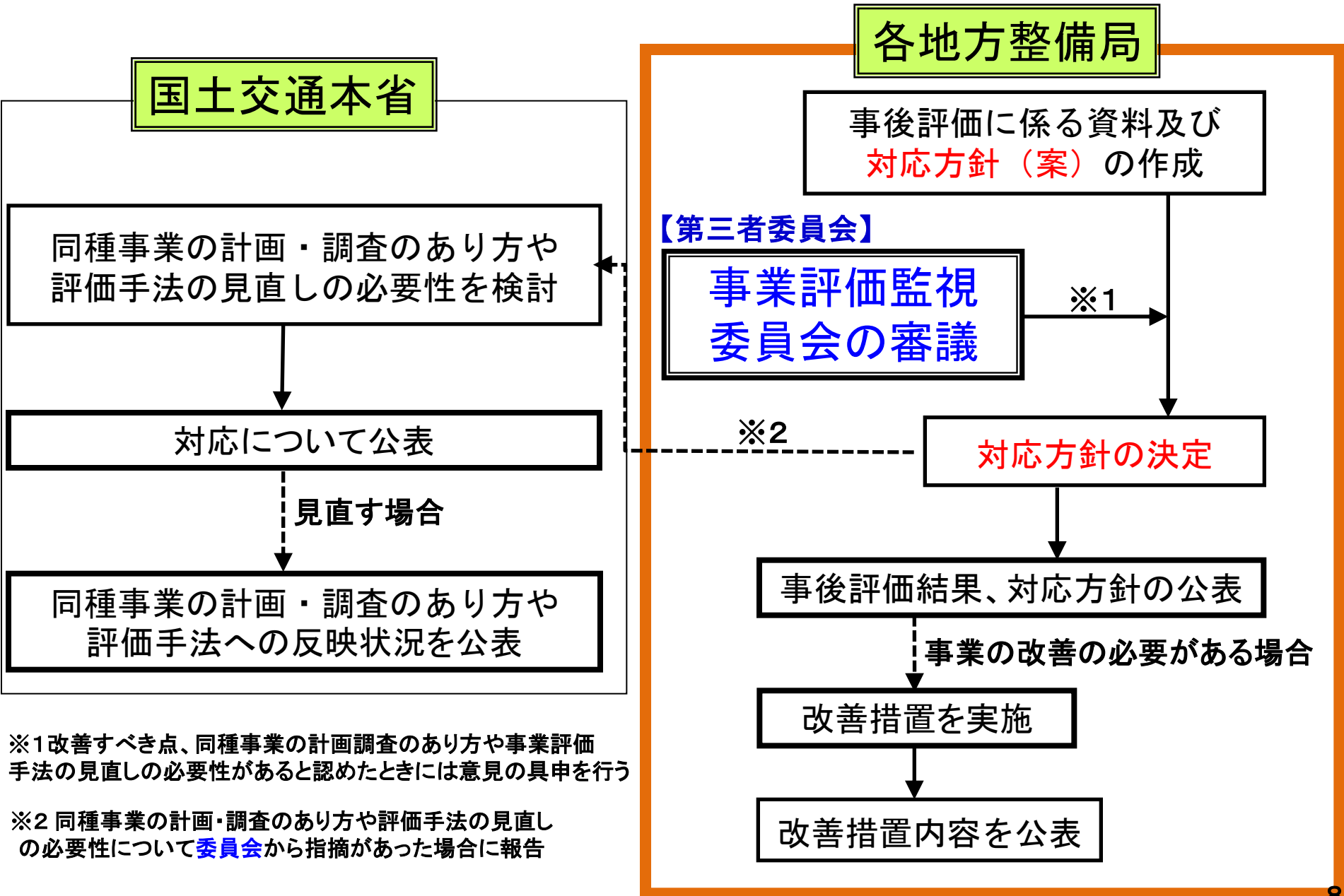
【中止】

- ①又は②の視点による再評価のいずれか又は両方で継続が妥当と判断できない場合で③の視点で見直しても継続が妥当と判断できない

※貨幣換算した便益だけでなく、貨幣換算することが困難な効果項目も含めて事業の投資効果を評価する分析手法

3. 事後評価について

1) 事後評価の実施フロー



※1 改善すべき点、同種事業の計画調査のあり方や事業評価手法の見直しの必要性があると認めるときには意見の具申を行う

※2 同種事業の計画・調査のあり方や評価手法の見直しの必要性について委員会から指摘があった場合に報告

2) 事後評価の視点

■事後評価の視点

- ①費用対効果分析の算定基礎となった要因の変化
- ②事業効果の発現の状況
- ③事業実施による環境の変化
- ④社会経済情勢の変化
- ⑤今後の事後評価の必要性
- ⑥改善措置の必要性
- ⑦同種事業の計画・調査のあり方、事業評価手法の見直しの必要性